

委員氏名	議事1					議事2				
	意見有無	資料	頁	質問・意見	事務局回答(案)及びコメント	意見有無	資料	頁	質問・意見	事務局回答(案)及びコメント
A	あり	会議資料概要説明	1,2	空き家バンクをはじめとする情報ネットワークの充実をさらにすすめたい。	協議会委員の皆様の知見をいただきながら情報ネットワークの充実を進めていきます。	なし				
B	あり	パワーポイント	3	啓発チラシについて、もう少しイラスト等を入れて分かりやすくしてもらえたらと思いました。 空家といってもいろいろなレベルがあるので、自分が所有する空家だとうなる、こうすべきということがはっきり分かるように。 この啓発チラシは毎年入れてもらえるとありがたいです。	固定資産税納税通知書へのチラシ封入による啓発については、令和4年より開始し、以後継続的に実施していく予定です。 啓発チラシについては今回が初めての取組みとなりますので、空家所有者からの反応や今回いただいた意見を反映し毎年度改善を行っていきます。	あり	パワーポイント	9	条例13条第2項について、建物の所有者が不明なときはどうなるのか聞いてみたかったです。 土地所有者に対し請求できる結論には簡単にはならないと思いますが、土地所有者も廃屋を撤去できて自己の所有する土地の市場価値が上がる訳です。	条例第13条第2項に基づく緊急安全措置(即時強制)による費用は、その行為自体では債権の発生としてみなされず、納付命令手続きを経て債権として確定する必要がありますが、所有者が判明しなければ命令を出す先がなく債権を確定できません。 また、土地の所有者について、建物が自らの所有物でない以上、除却する権原を有しないことから建物の除却を土地所有者へ命令することはできません。また、建物の除却後に土地所有者に発生する受益をどのようにすべきかは、現状法制度がない状況です。 今後は同様の事案が増加していく可能性があるため、空家等の発生抑制策を展開していくほか、所有者土地不法法に基づく土地の利活用や不在者財産管理人制度等の民事的解決の検討が必要になると考えています。
C	なし					なし				
D	なし					なし				
E	なし					なし				
F	なし					なし				
G	なし					なし				
H	なし					なし				
I	なし					なし				
J	なし					なし				
K	なし					なし				
L	なし					なし				

令和3年度第2回山武市空家等対策協議会(書面開催):質問等一覧

委員氏名	議事3					議事4				
	意見有無	資料	頁	質問・意見	事務局回答(案)及びコメント	意見有無	資料	頁	質問・意見	事務局回答(案)及びコメント
A	承認					承認				
B	承認					承認				
C	承認					承認				
D	承認					承認				
E	承認					承認				
F	承認					承認				
G						承認				
H	承認					承認				
I	承認					承認				
J	承認					承認	パ ワ ー ポ イ ン ト	17	県道側に倒壊のおそれのあるものについては、県道管理者(管理課が窓口)として当事務所からも指導ができますので連携して対応したいと考えます。(厳密な空家でないが、実際にビルやブロック塀等で指導中)	ご提案いただいたとおり空家等対策の観点からでは解決が難しい事案については、関係機関と連携し、迅速な対応ができるように進めていきます。
K	承認					承認				
L	承認					承認				

委員氏名	自由意見	
	質問・意見	事務局回答(案)及びコメント
A		
B	<p>空家問題について、空家の所有者も気にかけていることが、どこに相談したらいいかわからないということは多分にあると思います。</p> <p>そのため、パンフレット等による啓発により空家の状態が良い段階で所有者の悩みが解消できるように(公の介入ができるだけない方向に)すべきと思います。</p> <p>(例)</p> <p>①空家が年の経過によってどれくらい傷んでくるか。放置している所有者への警告として。</p> <p>②アパートを借りることが出来ない高齢者等に安価で貸し付けるしくみは出来ないか。</p> <p>③空き家バンクの仕組みをわかりやすく説明するパンフを業者の方に作成依頼する。</p>	<p>議事1で報告させていただきましたとおり、年々管理不全の空家が増加していること等を踏まえまして、今回初めての取組みとなる固定資産税納税通知書への啓発チラシについては、空家の発生抑制に主眼を置いています。空家等の所有者に管理責任を認識していただき、まずは相談を促すことで空家の発生抑制を図っていきたいと考えています。</p> <p>その取組の一環として、令和3年度は千葉司法書士会と協定を締結し、行政のみでの解決が難しい相続や登記に関する相談窓口を設けています。</p> <p>なお、この啓発事業は継続して実施していく予定ですので、今回いただきましたご意見を含めまして、本協議会委員の皆様より様々な知見をいただきながら改善を進めていきます。</p>
C		
D		
E		
F		
G		
H		
I		
J		
K		
L		